

中国 CCC 強制的製品認証の免除申請について

(2011 年 12 月現在)

【CCC 強制的製品認証マークについて】

中国 CCC の「強制的製品認証管理規定」(AQSIQ 第 117 号、2009,7,3) の第 2 条には、以下のことが規定されています。

「国家の安全を保護し、詐欺行為を防止し、人間の生命と安全、動植物の生命と安全、及び環境を保護するため、国家が特定した関連製品に対し、製品認証（以下強制的製品認証とする）を取得しなければならない。強制的製品認証マークを表示した後でなければ、これらの製品は工場から出荷、市場での流通及び輸入されてはならない。また、いかなる商業目的で使用されることも許されない。」

【免除に関する条項】

同じく「強制的製品認証管理規定」の第 42 条には以下の規定があります。

「以下に掲げる条件のいずれかで、製造業者、販売者、輸入者もしくはその代理人が、関連する各地方の輸出入検閲検疫機関に強制的製品認証取得の免除を要求できる。この場合、責任を保證する資料、製品の適合性声明書（型式試験レポートを含む）等の資料を提出し、必要に応じて製品試験を行なう。「CCC 免除証明」を取得後に輸入し、申告した用途で使用しなければならない。」

- (1) 科学研究、試験所で必要とされる製品
- (2) 技術的評価を行なう為に、導入された生産ラインの部品
- (3) 直接最終ユーザーが使用している製品の修理を目的とした製品
- (4) 工場の製造ライン/製造ラインユニットの組立てに必要な設備/部品（事務用品は含まない）
- (5) 商業展示のみに用いられ、販売されない製品
- (6) 一時的に輸入され、後日返却される製品（展示品を含む）
- (7) 完成品の全数輸出を目的とした一般貿易方式の輸入部品
- (8) 完成品の全数輸出を目的とした原料輸入、もしくは原料輸入委託加工貿易方式の輸入部品
- (9) その特殊用途の為、強制認証が免除される状況。

第 2 条で示されているように、中国で流通・販売及び輸入されるもので、強制的製品認証の対象となる製品については、通常は認証の取得が義務付けられています。

しかし、第 42 条に示されたように、特別な事情（上記の(1)～(9)の状況）がある場合には強制的製品認証の取得免除の申請を行うことができます。（強制的製品認証の対象ではないものについては該当しません。）

注) (3) の「直接最終ユーザーが使用している製品の修理を目的とした製品」について、最近では税関の判断が非常に厳しくなり、将来発生する不良を見込んでのサービスセンターのストック用に輸入する場合については、最終ユーザーが特定されていないために販売目的と解釈され免除が適用されません。日本から直接に最終ユーザー宛に送られるものについては免除を適用することは可能です。

また、(4) については、過去の例ですが輸入されるものが「溶接機」に当るものは、たとえ (4) 「工場の製造ライン/製造ラインユニットの組立てに必要な設備/部品」だとしても、単独で通関しようとする場合には免除は行えないとの判断が出されています。製造ライン設備を一括して、その中に溶接機が含まれ通関される場合には免除できるとのことです。

【免除申請について】

免除申請は、中国側の輸入者が申請者として中国側当局へ申請する形式をとります。
また、工場設備や複数の製品で構成されたシステム製品に関しては、その中に含まれる CCC マーク対象の個別の製品について申請する形になります。

ここでは、この免除申請に必要な事項を説明致します。
免除申請では、大きく分けて予備段階と申請段階の2つの段階があります。

- 1) 予備段階：免除申請が可能かどうかの判断をさせていただきますので、以下の情報が必要です。
 - ・ 製品名及び製品の仕様が分かるもの
 - ・ 通関予定地
 - ・ 申請社住所
 - ・ HS コード
- 2) 申請段階：予備段階で免除申請が可能と判断された場合に、本申請を行ないます。
《CCC 認証免除申請に必要な書類》
 1. JET 申請代行依頼書 (JET に提出用)
 2. 免除証明書申請表 (中文)
*製品毎に作成が必要 (JET が作成)。
 3. 免除申請委任状
 4. 申請者登記簿 (営業許可書) 及び組織機構コード証のコピー
 5. 輸出者と輸入者 (申請者) との取引契約書のコピー
 6. 船積書類 (Invoice、Packing List、B/L 又は Air Waybill) のコピー
 7. 製品一致性声明文 (北京 CIQ 提出用)
 8. 状況説明書 (広州 CIQ 提出用)
 9. 『暫時進口貨物審批表』 (一時輸入貨物許可書) のコピー (一時輸入品該当)
 10. 輸入製品後続管理承諾書 (展示品該当)
 11. 科学研究・試験測定計画書/プロジェクトプラン (科学研究・試験用製品該当)
 12. 製造ライン用設備明細一覧、製造工程図、推奨プロジェクト確認書又は対外貿易経済合作庁発行の増資許可書/製造ライン用設備許可書 (製造ライン組立用設備該当)
 13. その他の技術資料 (製品の型番、規格、パラメータ、製品の写真、銘板データ、構造図、回路図など)

【費用】

免除申請費用：US\$400+銀行手数料 6,500 円+資料の郵送費実費 /通関毎

代行費用：63,000 円 (税込み) /通関毎+免除項目 2 件目から 12, 600 円

※但し：免除対象製品が複数の場合などで翻訳資料及び調査が多い場合には、追加費用を頂くことがございます。

【申請の流れ】

予備段階： 免除対象可否の簡易確認。

ステップ 1：上記申請に関わる資料は、申請代行依頼書と一緒に JET へメールで連絡する。

ステップ 2：受理後に JET が申請内容、HS コード番号、不足情報の有無を確認し、依頼者に連絡する。

(注：実際の中国側税関等からの情報により状況が変る可能性があるため、受理後に申請を取上げる場合には、業務調査依頼費として調査時間で請求させていただきます。)

ステップ 3：申請書資料を JET が確認し、JET の中国側窓口としての CCIC へ提出する。

更に不足情報の有無を確認する。CCIC の現地担当者が依頼者の指定する中国現地申請者と連絡を取り、申請者に関わる不足情報を確認する。

ステップ 4 : CCIC から「CCC 免除申請電子審査システム」にて申請内容を登録する。

ステップ 5 : 通関予定地の検験検疫局 (CIQ) が初審及び二次審査を行い、二次審査合格時に「書面書類送付通知」を発行することにより、書面書類の一致性の審査を実施する。

ステップ 6 : 審査合格後、【強制性製品認証免除証明書】を発行 (有効期限一ヶ月) し、申請を終了する。(申請を提出してから許可日まで通常 1 週間前後)

ステップ 7 : 中国現地の CCIC に仲介費用を支払い、代行請求書を発行する。

なお、詳細についてのお問合せについては、以下の国際業務担当グループまでお知らせください。

一般財団法人 電気安全環境研究所
東京事業所 国際業務担当グループ
〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5 丁目 1 4 番 1 2 号
TEL : 03-3466-9818
FAX : 03-3466-6622
URL : <http://www.jet.or.jp> E-mail : kokusai@jet.or.jp

以上